

災害援護資金の貸付制度について

1. 災害援護資金貸付の内容

災害により負傷又は住居（事務所、店舗等は除く。）、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

2. 対象となる世帯及び貸付限度額

- (1) 被災日現在で石川町内に住所を有した世帯
- (2) 次の被害の種類及び程度に該当する世帯

対象となる要件		貸付限度額
世帯主に療養期間が1カ月以上の負傷がある場合	家財、住居の損害なし	150万円
	家財の被害1/3以上	250万円
	住居の半壊	270万円（350万円）
	住居の全壊	350万円
世帯主に負傷がない場合	家財の被害1/3以上	150万円
	住居の半壊	170万円（250万円）
	住居の全壊	250万円（350万円）
	住居全体の滅失又は流出	350万円

※被災した住居を立て直す際に、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別な事情がある場合は（ ）内の額となります。

- (3) 世帯の総所得が次に定める額未満の世帯

世帯の人数	総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円に一人増すごとに30万円を加算した額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

3. 貸付条件

- (1) 償還期間 10年（うち、据置期間3年）
(2) 貸付利率 無利子（連帯保証人を立てることができない場合は年1.5%。
据置期間中は無利子）
(3) 償還方法 年賦、半年賦、月賦

4. 申し込みについて

必要書類	備考
<input type="checkbox"/> 災害援護資金借入申込書	様式あり
<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し	
<input type="checkbox"/> 医師の診断書	世帯主の負傷の区分で申し込む場合（様式あり）
<input type="checkbox"/> り災証明書	住居及び家財の損害の区分で申し込む場合
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し	現住所が石川町外の場合のみ
<input type="checkbox"/> 世帯全員の所得証明書	
※連帯保証人を立てて申し込む場合	
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の本人確認書類の写し	
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の住民票の写し	現住所が石川町外の場合のみ
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得証明書	

5. 申込期限

令和2年1月31日

6. 貸付の決定及び借用書等の提出について

- (1) 申し込みの受理後、通知をお送りいたします。
(2) 貸付の決定を行った方には、貸付を行うため、次の書類を提出していただきます。
①借用書（決定通知に同封します）
②申込者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
③貸付金振込先口座の通帳の写し

7. 問い合わせ先

石川町役場 保健福祉課 電話0247-26-9124